別表二の表中「法人税額の特別控除額（法人税申告書別表一「３」）－（法人税申告書別表六（六）「９の㉔」＋「９の㉖」）」を「法人税額の特別控除額（法人税申告書別表一「３」）－（法人税申告書別表六（六）「９の㉒」＋「９の㉔」）」に、「法人税額の特別控除額（法人税申告書別表一の二「３」）－（法人税申告書別表六（六）「９の㉔」＋「９の㉖」）」を「法人税額の特別控除額（法人税申告書別表一の二「３」）－（法人税申告書別表六（六）「９の㉒」＋「９の㉔」）」に改める。

別表二付表一の表中「法人税額の特別控除額（法人税申告書別表一「３」）－（法人税申告書別表六（六）「９の㉔」＋「９の㉖」）」を「法人税額の特別控除額（法人税申告書別表一「３」）－（法人税申告書別表六（六）「９の㉒」＋「９の㉔」）」に改める。

別表三の記載要領等第四号㈡中「又は」を「若しくは」に、「同条第18項」を「同法第42条の４の２第２項」に改め、「含む。）」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の４第18項において準用する同条第８項第６号ロ若しくは第７号」を加え、「別表六（九）付表「32」及び「37」、別表六（十）付表「29」」を「別表六（九）付表「40」及び「45」、別表六（十）付表一「29」」に改め、同号㈢中「第17条の４の２第１項」を「第17条の５第１項」に改め、同号㈤中「第９項」を「第10項」に改める。

別表四の表中「課税標準法人税額（法人税申告書別表二十一「12」）」を「課税標準法人税額（法人税申告書別表二十三「12」）」に改める。

別表五の表中「各課税対象会計年度の特定基準法人税額に係る地方法人税の申告書」を「各課税対象会計年度の国際最低課税額に係る特定基準法人税額に係る地方法人税等の申告書」に、「課税標準特定法人税額（法人税申告書別表二十「２」）」を「課税標準国際最低課税法人税額又は課税標準特定法人税額（法人税申告書別表二十「２」）」に改め、同表の記載要領第１号を次のように改める。

１　この表は、法第６条第２項第１号に掲げる内国法人が国際最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告（法第24条の４第１項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。第３号及び第４号において同じ。）若しくは当該申告に係る修正申告をする場合又は所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第３条の規定による改正前の地方法人税法（以下この号及び第４号において「旧法」という。）第６条第２項に規定する内国法人が特定基準法人税額に係る確定申告（旧法第24条の４第１項の規定による申告書（当該申告書に係る期限後申告書を含む。）の提出をいう。第３号及び第４号において同じ。）若しくは当該申告に係る修正申告をする場合に記載すること。

別表五の記載要領第三号中「空欄は、」の次に「国際最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告又は」を加え、同表の記載要領に次の１号を加える。

４　「課税標準国際最低課税法人税額又は課税標準特定法人税額（法人税申告書別表二十「２」）㈠」の欄は、法第６条第２項第１号に掲げる内国法人が国際最低課税額に係る特定基準法人税額に係る確定申告又は当該申告に係る修正申告をする場合にあっては「又は課税標準特定法人税額」を消し、旧法第６条第２項に規定する内国法人が特定基準法人税額に係る確定申告又は当該申告に係る修正申告をする場合にあっては「課税標準国際最低課税法人税額又は」を消すこと。

別表五の次に次の一表を加える。